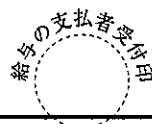


平成23年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

該当する項目の
 ないおも記入の
 提出して下さい。

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	株式会社 〇〇	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカミ タロウ 山川太郎	世帯主の氏名	山川太郎	配偶者の無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無	従たる給与につ いての扶養控除 等申告書の提出 (提出している場合 には、〇印を付け てください。)
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	横浜市港北区X-X-X	生年月日	昭和40年7月9日	あなたとの続柄	本人		
市区町村長			あなたの住所 又は居所	〒222-1111 横浜市青葉区△-△-△				

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

16歳以上 →

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族 (昭和17.1.1以前生)	特定扶養親族 (昭和64.1.2生) (平成5.1.1生)	住所又は居所	平成23年中 所得の見積額	異動月日及び事由 (平成23年中に異動があった 場合に記載してください。)
主たる給与から 控除を受ける A 控除対象配偶者	山川花子	妻	昭和41.2.17			横浜市青葉区△-△-△	280000円	収入金額103万7千円
	山川一郎	子	昭和47.6.2	同居・その他		"	221	103万-65万 = 38万7千円 (所得)
			昭和46年	同居・その他				
			昭和46年	同居・その他				
			昭和46年	同居・その他				
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 (右の該当する番号及び欄に○を付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)	1 障害者	本人						
		本人						
		控除対象配偶者						
		扶養親族						
		同居特別障害者						
2 寡婦 3 特別の寡婦 4 寡夫 5 勤労学生						婚姻歴のあるシングルの方 裏面を確定申告後には〇を付けて下さい。		異動月日及び事由 (平成23年中に異動があった場合に記載してください。)

16歳未満 →

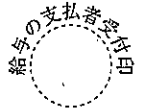
○住民税に関する事項

(住民税に 関する事項) 16歳未満の 扶養親族 (平成8.12以後生)	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成23年中 所得の見積額	異動月日及び事由 (平成23年中に異動があった 場合に記載してください。)
	山川二郎	子	平成10.8.16	横浜市青葉区△-△-△	221	
			平			
			平			

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

平成22年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特



所轄税務署長
税務署長

給与の支払者の名称(氏名)	株式会社〇〇	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ 太郎
給与の支払者の所在地(住所)	横浜市港北区 X-X-X	あなたの住所又は居所	横浜市青葉区 △-△-△

◆ 給与所得者の保険料控除申告書 ◆

◆ 給与所得者の配偶者特別控除申告書 ◆

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印
				氏名	あなたの続柄		
一般の生命保険料						円	
個人年金保険料						円	
合計						①	円
合計						②	円

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	(1,000万円を超える場合は申告できません。)	円
(フリガナ) 配偶者の氏名	ヤマカワ 花子	
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		

○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。
あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方が互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。

所得の種類	収入金額等④	必要経費等⑤	所得金額(④-⑤)
給与所得①	1,200,000	650,000	550,000
事業所得②			
雑所得③			
配当所得④			
不動産所得⑤			
退職所得⑥			
①~⑥以外の所得⑦			
配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)			A 550,000

(注) 「配偶者の合計所得金額(見積額)」の計算については、裏面の説明をお読みください。

○ 配偶者特別控除額の早見表

A欄の金額	控除額
0円から 380,000円まで	0円
380,001円から 399,999円まで	380,000円
400,000円から 449,999円まで	360,000円
450,000円から 499,999円まで	310,000円
500,000円から 549,999円まで	260,000円
550,000円から 599,999円まで	210,000円
600,000円から 649,999円まで	160,000円
650,000円から 699,999円まで	110,000円
700,000円から 749,999円まで	60,000円
750,000円から 759,999円まで	30,000円
760,000円から	0円

配偶者特別控除額 早見表A欄の金額 26万円

この申告書は、平成22年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。
地震保険料控除の「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、「旧長期」の文字のいずれか一方を○で囲んでください。

わかる範囲で下記に記入してください。証明資料は必ず添付してください。

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたの続柄	地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印
						地震・旧長期	円	
Aのうち地震保険料の金額の合計額				B	円	Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額		C
地震保険料控除額		$B \text{ (最高50,000円)} + \left[\begin{array}{l} C \text{ (最高15,000円)} \\ \text{Cの金額(Cの金額が10,000円を超える場合は} \\ \text{C} \times \frac{1}{2} + 5,000 \text{円)} \end{array} \right] = \text{ (最高50,000円)}$						

社会保険の種類	保険料支払先の名称	あなたが本年中に支払った保険料の金額	小規模企業共済等掛金控除の種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
国民健康保険		120,000円	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済掛金の掛金	円
国民年金		150,000円	個人型年金加入者掛金	円
合計(控除額)		270,000円	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	円
合計(控除額)			合計(控除額)	

扶養親族分の年金等も負担し、下記に記入してください。